

松江市スマート農業導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市スマート農業導入支援事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。
- (4) 担い手以外の農業者等 認定農業者及び認定新規就農者以外であって、市が策定する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に記載された農業者及び任意組織をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市スマート農業導入支援事業費補助金
補助金交付の目的	スマート農業の導入に必要な費用を補助することにより、省力化、精密化及び高品質化による農業生産性の向上を図り、農業の担い手を確保することを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	スマート農業の導入に必要な資材及び機材の調達とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているものを除く。
補助金の交付対象経費	スマート農業に必要な機械、施設、設備等の導入に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、25千円を下限、750千円を上限とする。
終期	令和8年3月31日

補助事業者の範囲	次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に営農地を有する認定農業者又は認定新規就農者 (2) 市内に営農地を有する担い手以外の農業者等であって現在の経営規模を維持または拡大する計画がある者
----------	--

(募集の手続)

第4条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者に対し、事前に募集の手続きをするものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。